# 伊予市新型コロナウイルス感染症緊急対策家賃支援給付金交付要綱

令和２年７月１０日
伊予市告示第１１８号

（趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛要請等によって売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的に国が行う「家賃支援給付金」（以下「家賃給付金」という。）の支給を受けた事業者に対し、市が予算の範囲内で給付金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第２条　給付金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、家賃給付金の支給を受けた事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　個人にあっては市内に居住する者、法人にあっては市内に主たる事業所を有し、現に地代・家賃に対する賃料（以下「テナント料」という。）を支払っている者

⑵　市税を完納している者

⑶　伊予市新型コロナウイルス感染症緊急対策固定資産税相当額給付金交付要綱（令和２年伊予市告示第１１７号）による給付金の交付を受けていない者

⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でない者

（給付金の額）

第３条　給付金の額は、給付金算定基準額（交付対象者の直近の月額テナント料（農地・山林の賃料を除く。）から家賃給付金の月額分を除いた額をいう。）と１０万円のいずれか少ない額に６月を乗じて得た額（その金額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、交付は１回限りとする。

（給付金の交付申請）

第４条　給付金の交付を受けようとする者は、令和３年３月３１日までに、伊予市新型コロナウイルス感染症緊急対策家賃支援給付金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　家賃給付金決定通知書の写し

⑵　賃貸借契約書等の写し

⑶　市税完納証明書

⑷　振込先が分かる書類の写し

⑸　その他市長が必要と認める書類

（給付金の交付決定）

第５条　市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に対し、伊予市新型コロナウイルス感染症緊急対策家賃支援給付金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（給付金の請求）

第６条　前条の規定により給付金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、給付金を請求しようとするときは、伊予市新型コロナウイルス感染症緊急対策家賃支援給付金交付請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに給付金を交付するものとする。

（支給決定の取消し等）

第７条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に給付金が交付されているときは、市長は、給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

⑴　偽りその他不正な手段により支給額の決定を受けたとき。

⑵　第２条に規定する交付対象者に該当しないことが判明したとき。

（書類の保存等）

第８条　交付決定者は、給付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるともに、当該給付金の交付を受けた年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、給付金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和２年７月１５日から施行する。

附　則（令和２年１２月２１日告示第１６５号）

この告示は、令和２年１２月２１日から施行する。